

県民福祉宣言

私たちは、ふるさと「とちぎ」で暮らす全ての人が、一人ひとり自立し、お互いに支え合い、助け合いながら、安心して、また、誇りを持って住み続けることのできる地域社会づくりを目指し、

「子どもを健やかに生み育てる環境づくりの推進」、「人と地域の輪を広げ、ひとり親家庭への自立支援の推進」、「高齢者の健康と生きがいつくりの推進」、「障害者の自立支援と社会参加の促進」、「共同募金やボランティアなどの民間福祉活動への参加と協力の推進」に積極的に取り組みます。

そして、ここに集う私たちをはじめ、本県の福祉関係者が一致協力して、県民の福祉に対する認識と理解を一層深め、ともに生きる豊かな福祉社会の実現に努めることを宣言します。



県の社会福祉の発展に功績のあった福祉関係者を表彰し、感謝の意を表し、もって、参加者が自らの活動への意欲をより高める機会とするため開催されました。本年度も式典のみの開催となり、福田富一知事挨拶の後、各部門の表彰が行われました。

第29回

栃木県民福祉のつどい

令和5年8月29日
とちぎ福祉プラザ多目的ホール

栃身連

第151号

発行所

一般財団法人

栃木県身体障害者福祉会連合会

宇都宮市若草1丁目10番6号

とちぎ福祉プラザ2階

発行人 麦倉仁巳

TEL 028-624-8408

FAX 028-624-8418



栃木県知事表彰

障害者自立更生者

宇都宮市 山川昇

足利市 香山君枝

栃木市 岡部米子

障害者支援功労者

栃木市 河田加代子

栃木市 田名網弘

**栃木県身体障害者
団体連絡協議会会長表彰**

自立更生者

宇都宮市 大島英子

足利市 藤野邦彦

さくら市 筒井基枝

上三川町 山岡静子

更生援護功労者

宇都宮市 落合明

栃木市 坂本邦雄

栃木市 津布楽晴夫

佐野市 関口稔之

真岡市 福田喜久一

那須塩原市 鈴木弘義

下野市 菊地幸雄

市貝町 直井一男

壬生町 増田國久

(敬称略)

以上、障害者関係受賞者18名の皆様、おめでとございました。



令和5年度 栃身連研修会

令和5年9月1日
とちぎ福祉プラザ

- ◆講演
「防災の意識向上と災害への備え」
- ◆講師
NPO法人栃木県防災士会
理事長 稲葉 茂氏

『我が国はなぜ災害が多いのか』

日本は海に囲まれ、地球の自転軸の傾きで出来る四季により、降雨(雪)が集中する。また、短い急峻な河川が多く、平時と増水時の水量の差が大きく、洪水危険地域内に存在する人口と資産が非常に多いことが気象災害の多さにつながっている。

また、日本周辺では複数のプレートによって複雑な力がかかっており世界でも有数の地震多発地帯となっている。

『防災対策は基本が大事』

実際に災害が起きた時に、出来るだけ被害を少なくするには、事前に防災対策を立てることが重要。

- 自助／自分(家族)の命は自分(家族)で守る
- 共助／自分達(地域・組織・グループ)は自分達(地域・組織・グループ)で守る
- 公助／行政機関等(消防・警察・自衛隊など)が守る

大規模災害時には公助の限界がある。迅速に支援することが難しくなること、行政自身が被災して機能が麻痺するような場合もあることなどから、当座の生活に困らないためにそれぞれの家庭で、一週間程度の水や食料等の備蓄をしておくことをおすすめする。

『自宅の耐震性が生死を分ける』

地震時におけるけがの最大の原因は家具類の転倒と落下にある。

「動く」「倒れる」「落ちる」「飛ぶ」「割れる」などへの対策。棚を固定したり、滑り止めシートを敷いたり、自身での防止対策が備えになる。

最後に、新聞紙を折りたたんで作るスリッパとゴミポリ袋をカッターで両具にする作り方をご指導いただきました。



令和5年度 関東甲信越静岡ブロック 身体障害者相談員研修会

令和5年9月27日
群馬県社会福祉総合センター
大ホール

- ◆YouTube録画配信
- ◆講演
「補装具費支給制度等の動向について」
- ◆講師
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室福祉用具支給調整官/障害者支援機器係長
田中 匡 先生

身体障害者相談員が、地域で生活している身体障害者の良きアドバイザーとして、質の高い相談支援活動を行うていくため、障害者を取り巻く制度や施策等を学習し、相談支援に必要な知識や相談対応能力の向上を図ることを目的としています。

本年度は、公益社団法人群馬県身体障害者福祉団体連合会が主管となり、YouTube録画配信により開催されました。概要は次のとおりです。

障害者の総数は推計約1160万人に増加、人口の約9・2%に相当する。その内、在宅の身体障害者の割合は98・3%。障害福祉サービス関係の予算額はこの15年間で3倍以上に増加しており、令和5年度の補

装具費は156億円の予算額を計上している。

「補装具」は、使う人に合わせて製作・調整するもので、商品として出来上がっているものは「日常生活用具」となる。

補装具は、障害者総合支援法において定められており、日常生活を送る上で必要な移動等の確保、就労場面における能率の向上等を目的に給付されるものである。

補装具には次の17種目がある。

- 義肢、装具、座位保持装置、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人口内耳(修理のみ)、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ(T字状・棒状のものを除く)、重障害者用意思伝達装置

【補装具の支給申請方法】

障害者又は障害児の保護者が各市町村の障害保健課の窓口に申請し、身体障害者更生相談所等の判定又は意見に基づき市町村長の決定により、補装具の購入又は修理に要した費用の額(基準額)から利用者負担額を除いた額(補装具費)の支給を受ける。利用者負担は、原則1割であるが、世帯の所得に応じ負担の上限額を設定している。

改正障害者差別解消法

令和3年に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から施行されます。

「障害者差別解消法」では、行政機関や事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

このたびの改正により、今までは努力義務であった事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

不当な差別的取扱い

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯を制限すること、障害のない人には付けられない条件を付けることなどは禁止されています。

障害者

本法における「障害者」とは、障害者手帳を持っている人のことではありません。障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人全てが対象です。

事業者

本法における「事業者」とは、商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービスを反復継続する意思をもって行うものとなります。個人事業主やボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

ー内閣府リーフレットから抜粋ー

令和5年10月1日から 令和6年3月31日まで 赤い羽根共同募金運動が展開されます

共同募金は、昭和22年に市民が主体の民間運動として始まり、戦後復興の一助として、被災した福祉施設を中心に支援が行われました。その後、現在の社会福祉法に基づき、地域福祉の推進のために活用され、今年で77回目になります。

この機関紙は
赤い羽根共同募金配分金
により発行しています



栃木県障害者文化祭 カルフルとちぎ2023

障害者の自立と文化活動への参加を促進するとともに、交流を通じ、県民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めることを目的に開催されています。コロナ禍による規模縮小が続きましたが、本年は従前に近い形で開催されることになりました。お誘いあわせのうえ是非ご来場ください。

日時 令和5年11月3日(金曜日・祝日)
午前10時～午後3時

場所 とちぎ福祉プラザ、わかくさアリーナ
宇都宮市若草1-10-6

- 絵画の展示
- 合唱の発表
- 手工芸品などの製作品販売
- パン・焼き菓子などの販売
- 福祉車両の展示
- 障害者スポーツの体験
- 点字の体験 など



J R ジパング倶楽部特別会員

身体障害者手帳では割引とならないJR線の特急券など、「片道・往復・連続」で201km以上ご利用の場合に割引となるミドルからシニアの方を対象とした購入割引制度です。

ただし、新幹線の「のぞみ」や「みずほ」などの切符や割引にならない期間があります。

加入資格	身体障害者手帳をお持ちの方 男性60歳以上、女性55歳以上
年会費	1,400円
新規申込	初回3回使用までは2割引 4回目以降は3割引になります。 入会申込書と身体障害者手帳のコピーは郵送、年会費は銀行振込でお願いしています。 詳細はお問い合わせください。
更新申込	継続の方は引き続き3割引 お手続きは年会費のお振込のみで完了です。 住所や電話番号が変更の場合はご連絡ください。

栃木県身体障害者福祉会連合会

〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6
(TEL) 028-624-8408 (FAX) 028-624-8418
Email: toti-sin@juno.ocn.ne.jp
<休業日/日曜日・月曜日・祝日>